

第2種地域

**規制方針** 自然景観および良好な環境を保全するため、屋外広告物の掲出を抑制するとともに、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導する。

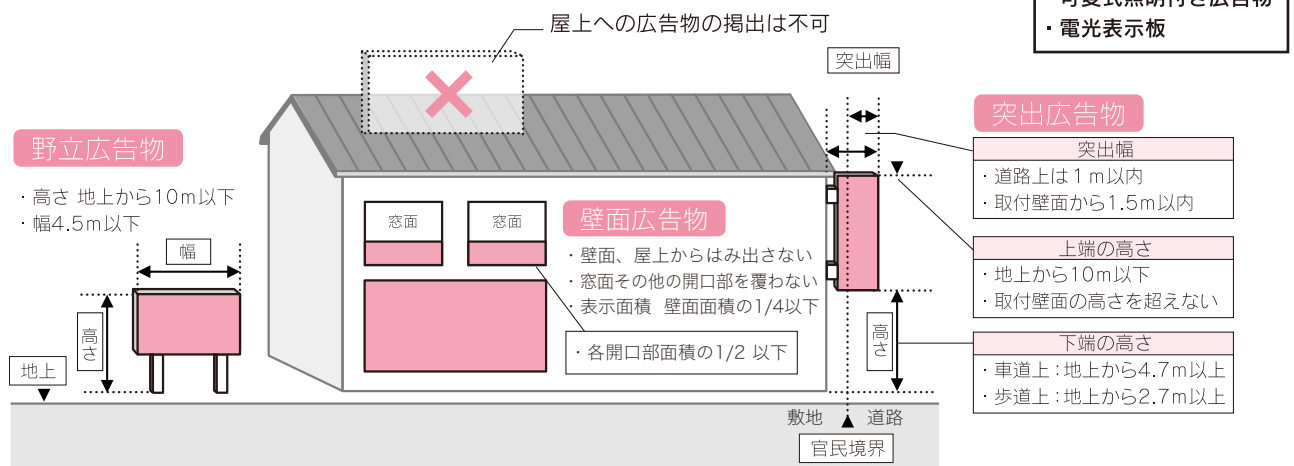
**対象区域** **景観類型** 【琵琶湖・内湖景観形成地域】  
**都市計画類型** 【第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区・景観地区】  
**文化類型** 【墓地、市民農園、都市公園、琵琶湖等】  
**道路類型** 【中央自動車道西宮線（名神高速道路）の全線】  
 ただし、第1種地域を除く。

**適用除外** 自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

許可の基準

自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。（※1、※2）



**設置できない広告物**  
 ・可変式照明付き広告物  
 ・電光表示板

非自家用広告物

非自家用広告は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

道標・案内図板

- ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。
- ・電光表示板および可変式照明付き広告は、設置できません。



同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、500m以上離すこと

色彩

全ての表示面において、R、YR、Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とする。ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とする。

広告旗・立看板の類

P13のとおり。

電柱の類を利用する広告物

P13のとおり。

※1 敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和措置を設ける。  
 $\sum a \leq 15 \text{㎡} \times A / 1,500 \text{㎡}$ （a：各広告物の面積、A：敷地面積）ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。  
 ※2 特定用途地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合、この規定は適用されない。